

○長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例

平成24年12月25日長野市条例第47号

改正

平成26年3月28日条例第4号

平成27年3月27日条例第12号

平成28年3月30日条例第13号

平成29年3月30日条例第20号

平成30年3月28日条例第10号

平成30年12月20日条例第51号

令和元年6月14日条例第2号

令和3年3月25日条例第19号

令和3年6月30日条例第27号

令和5年6月30日条例第21号

令和6年3月26日条例第22号

長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（第5条—第43条）

第2節 共生型居宅介護等（第43条の2—第43条の4）

第3節 基準該当居宅介護等（第44条—第46条）

第3章 療養介護（第47条—第54条）

第4章 生活介護

第1節 生活介護（第55条—第57条）

第2節 共生型生活介護（第57条の2—第57条の5）

第3節 基準該当生活介護（第58条—第60条）

第5章 短期入所

第1節 短期入所（第61条—第70条）

第2節 共生型短期入所（第70条の2—第70条の4）

第3節 基準該当短期入所（第71条・第72条）

第6章 重度障害者等包括支援（第73条—第81条）

第7章 削除

第8章 機能訓練

第1節 機能訓練（第99条・第100条）

第2節 共生型機能訓練（第100条の2—第100条の4）

第3節 基準該当機能訓練（第101条—第102条）

第9章 生活訓練

第1節 生活訓練（第103条—第105条）

第2節 共生型生活訓練（第105条の2—第105条の4）

第3節 基準該当生活訓練（第106条—第107条）

第9章の2 就労選択支援（第107条の2—第107条の4）

第10章 就労移行支援（第108条・第109条）

第11章 就労継続支援A型（第110条—第112条）

第12章 就労継続支援B型

第1節 就労継続支援B型（第113条）

第2節 基準該当就労継続支援B型（第114条—第116条）

第12章の2 就労定着支援（第116条の2—第116条の11）

第12章の3 自立生活援助（第116条の12—第116条の17）

第13章 共同生活援助

第1節 共同生活援助（第117条—第119条）

第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助（第119条の2—第119条の2の9）

第3節 外部サービス利用型指定共同生活援助（第119条の2の10—第119条の10）

第14章 雑則（第120条—第122条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業に係る申請者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。
- (2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (3) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。
- (4) 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。
- (5) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章、第8章、第9章及び第10章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者（障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(申請者の要件)

第4条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

（基本方針）

第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、その者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他のその者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第119条の2の10及び第119条の8第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居

宅介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数の基準は、規則で定める。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうちからサービス提供責任者を選任しなければならない。

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備等)

第8条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

(重要事項の説明等)

第9条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等から指定居宅介護の利用の申込みがあつたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第31条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第10条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等と指定居宅介護の利用に係る契約をするときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供する指定居宅介護の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者が提供する契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給決定を受けた支給量を超えてはならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等と指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、第1項に規定する事項その他の必要な事項を当該支給決定障害者等に係る市町村等に報

告しなければならない。

4 前3項の規定は、第1項に規定する事項に変更があった場合について準用する。

(サービス提供拒否の禁止)

第11条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第12条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービスの提供が困難である場合の対応)

第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切にサービスを提供することが困難であると認めた場合は、その者に対する他の適当な指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、その者に係る支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第15条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴い利用者が行う介護給付費の支給申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者の他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第17条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又

は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分証明書)

第18条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した場合は、その提供日、内容その他必要な事項を、当該提供の都度記録しなければならない。

- 2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定居宅介護の提供を受けたことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

(支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第20条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その用途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、その者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による支払を求めるときは、支給決定障害者等に対し、その用途及び額並びにその理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める支払については、この限りでない。

(支払の受領等)

第21条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額（指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領（指定障害福祉サービス事業者が、法第29条第4項又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により、市町村等から、指定障害福祉サービスに要した費用又は指定療養介護医療に要した費用について支払を受けることをいう。第23条において同じ。）を行わない指定居宅介護等を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。
- 4 指定居宅介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（利用者負担額の管理）

第22条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額の通知等）

第23条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者等に対し、その者に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等から法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その者に対し、その指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（基本的な取扱方針）

第24条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができ

るよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、自らその行う指定居宅介護の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定居宅介護の質の改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第25条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 次条第1項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行わなければならないこと。

(2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(4) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行わなければならないこと。

(居宅介護計画等)

第26条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画に基づきサービスを提供している間、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、少なくとも6月ごとに当該居宅介護計画の見直しを行うよう努めるとともに、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第27条 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者の従業員の同居の家族が利用者である場合には、当該従業員に当該利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第28条 指定居宅介護事業所の従業員は、利用者に指定居宅介護を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(市町村等への通知)

第29条 指定居宅介護事業者は、利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村等に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第30条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第26条に定める業務のほか、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(運営規程)

第31条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業員の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

- (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) その他運営に関する重要事項
- (介護等の総合的な提供)

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第33条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供することができるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定居宅介護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第34条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わな

なければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(重要事項の揭示)

第35条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第35条の2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体的拘束その他行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 従業者及び管理者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第36条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その従業者及び管理者であった者が、前項の秘密を漏らすことがない

よう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第37条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第38条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等（次項において「一般相談支援事業者等」という。）又はこれらの従業者に対し、これらの者が利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者等又はこれらの従業者から、当該一般相談支援事業者等を利用者又はその家族に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第39条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村等が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道

府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長）が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村等の長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村等の長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村等の長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村等又は市町村等の長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村等又は市町村等の長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第40条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第40条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 指定居宅介護事業所において、従業者及び管理者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第41条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 指定居宅介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第43条 第6条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条第1項において準用する第31条」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第1項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する第35条第1項」と、第32条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第6条から第31条まで及び第33条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条第2項において準用する第31条」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。

第2節 共生型居宅介護等

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第43条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第55号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第

6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第43条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第43条の4 第5条第1項、第6条第2項、第7条及び第9条から第42条までの規定は、共生型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条の4第1項において準用する第31条」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条の4第1項において準用する次条第1項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条の4第1項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条の4第1項において準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項、第6条第2項、第7条及び第9条から第42条までの規定は、共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条の4第2項において準用する第31条」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条の4第2項において準用する次条第1項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条の4第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条の4第2項において準用する第35条第1項」と、第32条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外

出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当居宅介護等

(従業者)

第44条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数の基準は、規則で定める。

- 2 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第45条 基準該当居宅介護事業者は、当該基準該当居宅介護事業者の従業者の同居の家族が利用者である場合には、当該従業者に当該利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その提供をすることができる。

- 2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定により従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせている場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条第1項において準用する第26条の居宅介護計画の実施状況等から、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第46条 第5条第1項、第7条から第20条まで、第21条第2項から第5項まで、第23条第2項、第24条から第26条まで、第28条から第31条まで及び第33条から第35条まで、第36条から第42条までの規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第46条第1項において準用する第31条」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条第1項において準用する次条第1項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第46条第1項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第46条第1項において準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 第5条第2項から第4項まで、第7条から第20条まで、第21条第2項から第5項まで、第23条第2項、第24条から第26条まで、第28条から第31条まで、第33条から第35条まで、第36条から第

42条まで、第44条及び前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第46条第2項において準用する第31条」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条第2項において準用する次条第1項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第46条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第46条第2項において準用する第35条第1項」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「第46条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

(従業者)

第47条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。）
- (3) 生活支援員
- (4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる従業者の員数等の基準は、規則で定める。

3 生活支援員及びサービス管理責任者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は規則で定める者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(設備)

第48条 指定療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他その運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 指定療養介護事業者が、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に係る同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と同項に規

定する指定入所支援とを当該施設において一体的に提供している場合については、規則で定める基準を満たすことをもって前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(契約支給量の報告等)

第49条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が入所又は退所をするときは、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、支給決定障害者と指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく前項に規定する事項その他の必要な事項を当該支給決定障害者に係る市町村等に報告しなければならない。

3 前2項の規定は、第1項に規定する事項に変更があった場合について準用する。

(利用者負担額の管理)

第50条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(市町村等への通知)

第51条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を当該支給決定障害者に係る市町村等に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(サービスの提供の記録)

第52条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、その提供した日及び内容その他の必要な事項を記録しなければならない。

- 2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定療養介護を提供したことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

(記録の整備)

第53条 指定療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第17条第1項に規定する療養介護計画
- (2) 前条第1項に規定するサービスの提供の記録
- (3) 第51条に規定する市町村等への通知に係る記録
- (4) 次条第1項において準用する第35条の2第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
- (5) 次条第1項において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条第1項において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第54条 第7条、第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第21条、第23条、第33条の2、第35条から第36条まで、第37条（第2項を除く。）及び第38条から第40条の2までの規定は、指定療養介護の事業、指定療養介護事業者及び指定療養介護事業所について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第54条第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号）第7条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、第21条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額」と、第23条第1項中「介護給付費」とあるのは「介護給付費及び療養介護医療費」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第4条、第7条、第8条、第16条から第25条まで、第26条、第

27条及び第31条の規定は、指定療養介護の事業、指定療養介護事業者及び指定療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第7条第4号中「利用者」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。第16条及び第24条において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第2条第1号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第54条第2項において準用する次条第1項」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第3章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 生活介護

（従業者）

第55条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- （1） 医師
- （2） 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）
- （3） 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う指定生活介護事業所にあっては、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（これらの者を確保することが困難な場合には、機能訓練指導員（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。）。以下同じ。）
- （4） 生活支援員
- （5） サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は規則で定める者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所)

第56条 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所の主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。以下この項において同じ。）及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第57条 第7条、第9条から第17条まで、第19条から第23条まで、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条及び第53条の規定は、指定生活介護の事業、指定生活介護事業者及び指定生活介護事業所について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第57条第2項において準用する長野市障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第35条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、第35条第1項中「その他の」とあるのは「第57条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の協力医療機関その他の」と、第51条第2号中「若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第57条第2項」と、「長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）」とあるのは「障害福祉サービス事業基準条例」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第57条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第57条第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条、第25条、第26条、第31条、第33条、第35条、第37条（第1項ただし書を除く。）、第41条から第45条まで、第47条及び第48条の規定は、指定生活介護の事業、指定生活介護事業者及び指定生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次

条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第57条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条第1項中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第57条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第4章第1節」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第5号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1号の支給決定障害者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型生活介護

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第57条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年長野市条例第2号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第78条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- （1） 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第78条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第120条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第77条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第120条において同じ。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。
- （2） 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第57条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第86条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第59号。以下「指定地域密着型サービス事業基準条例」という。）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第86条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス事業基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第87条第1項第1号及び第2号又は指定地域密着型サービス事業基準条例第59条の4第1項第1号及び第2号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積が規則で定める要件を満たすこと。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第85条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス事業基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第57条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス事業基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス事業基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（長野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第60号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべ

き基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス事業基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス事業基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス事業基準条例第82条第1項第1号ア若しくは第191条第1項第1号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項第1号アに規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護、共生型機能訓練（第100条の2に規定する共生型機能訓練をいう。）若しくは共生型生活訓練（第105条の2に規定する共生型生活訓練をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第56条に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第83条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条、第100条の3及び第105条の3において同じ。）を規則で定める数以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス事業基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス事業基準条例第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス事業基準条例第82条第1項第1号ア若しくは第191条第1項第1号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項第1号アに規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の1日当たりの上限をいう。第100条の3及び第105条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から規則で定める数までの範囲内とすること。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス事業基準

条例第86条第1項第1号及び第2号若しくは第195条第1項第1号及び第2号又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第48条第1項第1号及び第2号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス事業基準条例第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第57条の5 第7条、第9条から第17条まで、第19条から第23条まで、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条、第53条及び第56条の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第57条の5第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第35条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、第35条第1項中「その他の」とあるのは「、第57条の5第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の協力医療機関その他の」と、第51条第2号中「若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）」とあるのは「第57条の5第1項において準用する障害福祉サービス事業基準条例」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第57条の5第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第57条の5第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第57条の5第1項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条、第25条、第26条、第31条、第33条、第35条、第41条から第45条まで、第47条及び第48条の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25

条第3項を除く。)中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第57条の5第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条第1項中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第57の5第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第4章第2節」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第5号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1号の支給決定障害者」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当生活介護

(基準該当生活介護の基準)

第58条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第120条第2号に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第59条 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項第1号アに規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(準用)

第60条 第21条第2項から第5項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第5章 短期入所

第1節 短期入所

(基本方針)

第61条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第62条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の員数等の基準は、規則で定める。

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数等の基準は、規則で定める。

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数等の基準は、規則で定める。

(設備)

第63条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は、規則で定める。

(対象者等)

第64条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった

利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携して、指定短期入所を提供した後においても利用者がその提供前と同様に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第65条 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が入所又は退所をするときは、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所により、当該提供を受けた支給決定障害者等の指定短期入所の量の総量はその者の支給決定を受けた支給量に達した場合は、その者の受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しをその者に係る市町村等に提出しなければならない。

(取扱方針)

第66条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
- 3 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所事業者は、自らその行う指定短期入所の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定短期入所の質の改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第67条 指定短期入所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、利用者に対して、当該支給決定障害者等の負担により、当該指定短期

入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、当該利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好(し)好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第68条 指定短期入所事業者は、次の各号（第62条第2項の規定の適用を受ける施設にあつては、第3号を除く。）に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第69条 指定短期入所事業者は、規則で定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第70条 第7条、第9条、第11条から第17条まで、第19条から第23条まで、第28条、第29条、第33条の2及び第35条から第42条までの規定は、指定短期入所の事業、指定短期入所事業者及び指定短期入所事業所について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第68条」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第68条に規定する運営規程」と、「その他の」とあるのは「、第70条第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例

第49号) 第48条の協力医療機関その他の」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第19条、第24条、第25条、第31条、第45条、第47条及び第48条の規定は、指定短期入所の事業、指定短期入所事業者及び指定短期入所事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第5章第1節」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型短期入所

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第70条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第128条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第56号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第109条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- （1） 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第128条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第109条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積が規則で定める要件を満たすこと。
- （2） 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第127条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第108条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）を利用する者の数を指定短期入所生活介護等を利用する者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- （3） 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第70条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に規則で定める個室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積が規則で定める要件を満たすこと。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービス（指定地域密着型サービス事業基準条例第82条第5項若しくは第191条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この号において同じ。）を利用する者の数を宿泊サービスを利用する者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第70条の4 第7条、第9条、第11条から第17条まで、第19条から第23条まで、第28条、第29条、第33条の2、第35条から第42条まで、第61条及び第64条から第68条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第70条の4第1項において準用する第68条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、第35条第1項中「その他の」とあるのは「、第70条の4第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号）第48条の協力医療機関その他の」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第19条、第24条、第25条、第26条、第31条、第45条、第47条及び第48条の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第5章第2節」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当短期入所

(基準該当短期入所の基準)

第71条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第72条 第21条第2項から第5項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第6章 重度障害者等包括支援

(基本方針)

第73条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第74条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。次条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、規則で定める員数のサービス提供責任者を置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものでなければならない。

4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(指定重度障害者等包括支援事業者の要件)

第75条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者でなければならない。

(事業所の体制)

第76条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第77条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。以下この項において同じ。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害福祉サービス事業基準条例又は長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第52号）に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。以下この項において同じ。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(取扱方針)

第78条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定重度障害者等包括支援事業者は、自らその行う指定重度障害者等包括支援の質の評価を行

うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

- 5 指定重度障害者等包括支援事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の改善を図らなければならない。

(重度障害者等包括支援計画)

第79条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

- 3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、少なくとも6月ごとに当該重度障害者等包括支援計画の見直しを行うよう努めるとともに、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

(運営規程)

第80条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第81条 第7条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、第30条第4項及び第33条（第1項を除く。）から第42条までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業、指定重度障害者等包括支援事業者及び指定重度障害者等包括支援事業所について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第80条」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第80条に規定する運営規程」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第24条の規定は、指定重度障害者等包括支援事業所について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第6章」と読み替えるものとする。

第7章 削除

第82条から第98条まで 削除

第8章 機能訓練

第1節 機能訓練

（従業者）

第99条 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下この章において「機能訓練」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定機能訓練」という。）の事業を行う者（以下この章において「指定機能訓練事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定機能訓練事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- （1） 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）
- （2） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- （3） 生活支援員
- （4） サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定機能訓練事業所の従業者は、専ら当該指定機能訓練事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第100条 第7条、第9条から第23条まで、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条、

第53条及び第56条の規定は、指定機能訓練の事業、指定機能訓練事業者及び指定機能訓練事業所について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条第2項において準用する長野市障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第35条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第100条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の協力医療機関その他の」と、第51条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第100条第2項」と、「長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）」とあるのは「障害福祉サービス事業基準条例」と、「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第100条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第100条第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第100条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条、第25条、第26条、第31条、第35条、第37条（第1項ただし書を除く。）、第43条の2から第45条まで、第47条、第48条、第50条、第52条及び第53条の規定は、指定機能訓練の事業、指定機能訓練事業者及び指定機能訓練事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第100条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条第1項中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第100条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第8章第1節」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第5号中

「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第53条第1項中「第60条の2に規定する就労移行支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第108条第1項に規定する指定就労移行支援事業者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型機能訓練

(共生型機能訓練の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第100条の2 機能訓練に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型機能訓練」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が規則で定める要件を満たすこと。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型機能訓練の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型機能訓練の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型機能訓練の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第100条の2の2 共生型機能訓練の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積が規則で定める要件を満たすこと。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第117条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型機能訓練の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型機能訓練の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型機能訓練の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第100条の3 共生型機能訓練の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を規則で定める数以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から規則で定める数までの範囲内とすること。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス事業基準条例第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型機能訓練の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第100条の4 第7条、第9条から第23条まで、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条、第53条及び第56条の規定は、共生型機能訓練の事業について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条の4第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第35条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第100条の4第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の協力医療機関その他の」と、第51条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第100条の4第2項」と、「長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）」とあるのは「障害福祉サービス事業基準条例」と、「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第100条の4第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第100条の4第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第100条の4第1項」と

読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条、第25条、第26条、第31条、第35条、第43条の2から第45条まで、第47条、第48条、第50条、第52条及び第53条の規定は、共生型機能訓練の事業について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第100条の4第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条第1項中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第100条の4第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第8章第2節」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第5号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第53条第1項中「第60条の2に規定する就労移行支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第108条第1項に規定する指定就労移行支援事業者」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当機能訓練

（基準該当機能訓練の基準）

第101条 機能訓練に係る基準該当障害福祉サービス（第101条の3に規定する病院等基準該当機能訓練及び第120条第2号に規定する特定基準該当機能訓練を除く。以下「基準該当機能訓練」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第101条の2 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。）が地域において機能訓練が提供されていないこと等により機能訓練を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項第1号アに規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提

供する場合には、当該通いサービスを基準該当機能訓練と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当機能訓練事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

（病院又は診療所における基準該当機能訓練に関する基準）

第101条の3 病院等基準該当機能訓練（地域において機能訓練が提供されていないこと等により機能訓練を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う機能訓練に係る基準該当障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第102条 第21条第2項から第5項までの規定は、基準該当機能訓練の事業について準用する。

第9章 生活訓練

第1節 生活訓練

（従業者）

第103条 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下「生活訓練」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活訓練」という。）の事業を行う者（以下この章において「指定生活訓練事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活訓練事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

（1） 生活支援員

（2） 宿泊型自立訓練（生活訓練のうち、居室その他の設備において利用者の家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行うものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る指定生活訓練の提供を行う事業所にあつては、地域移行支援員

（3） サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数等の基準は、規則で定める。

3 指定生活訓練事業所の従業者は、専ら当該指定生活訓練事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、宿泊型自立訓練に係る指定生活訓練（以下「指定宿泊型自立訓練」という。）の提供を行う指定生活訓練事業所において、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（サービスの提供の記録）

第104条 指定生活訓練事業者は、指定生活訓練を提供した場合は、その提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。この場合において、宿泊型自立訓練以外の指定生活訓練を提供したときは、その提供の都度記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定生活訓練の提供を受けたことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

(利用者負担額の管理)

第104条の2 指定生活訓練事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）が同一の月に当該指定生活訓練事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定生活訓練事業者は、利用者負担額合計額を市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定生活訓練事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定生活訓練事業者が提供する指定生活訓練（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定生活訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定生活訓練事業者は、利用者負担額合計額を市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(準用)

第105条 第7条、第9条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条、第53条及び第56条の規定は、指定生活訓練の事業、指定生活訓練事業者及び指定生活訓練事業所について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第105条第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第35条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第105条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の協力医療機関その他の」と、第51条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等

給付費又は特例訓練等給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、「長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）」とあるのは「障害福祉サービス事業基準条例」と、「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第104条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第105条第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条、第25条、第26条、第31条、第35条、第43条の2から第45条まで、第47条、第48条、第52条、第53条、第55条及び第57条（第1項ただし書、第6項及び第7項を除く。）の規定は、指定生活訓練の事業、指定生活訓練事業者及び指定生活訓練事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第105条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条第1項中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第105条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第9章第1節」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第5号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第53条第1項中「第60条の2に規定する就労移行支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第108条第1項に規定する指定就労移行支援事業者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型生活訓練

（共生型生活訓練の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第105条の2 生活訓練に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活訓練」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が規則で定める要件を満たすこと。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型生活訓練の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活訓練の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活訓練の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第105条の3 共生型生活訓練の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を規則で定める数以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から規則で定める数までの範囲内とすること。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス事業基準条例第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活訓練の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第105条の4 第7条、第9条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条、第53条、第56条、第104条及び第104条の2の規定は、共生型生活訓練の事業について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第105条の4第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第35条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第105条の4第2項に

において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の協力医療機関その他の」と、第51条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第105条の4第2項」と、「長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）」とあるのは「障害福祉サービス事業基準条例」と、「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第105条の4第1項において準用する第104条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第105条の4第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第105条の4第1項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条、第25条、第26条、第31条、第35条、第43条の2から第45条まで、第47条、第48条、第52条、第53条及び第55条の規定は、共生型生活訓練の事業について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第105条の4第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条第1項中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第105条の4第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第9章第2節」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第5号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第53条第1項中「第60条の2に規定する就労移行支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第108条第1項に規定する指定就労移行支援事業者」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当生活訓練

（基準該当生活訓練の基準）

第106条 生活訓練に係る基準該当障害福祉サービス（第120条第2号に規定する特定基準該当生活

訓練を除く。以下「基準該当生活訓練」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第106条の2 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。)が地域において生活訓練が提供されていないこと等により生活訓練を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項第1号アに規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活訓練と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。)を基準該当生活訓練事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(準用)

第107条 第21条第2項から第5項までの規定は、基準該当生活訓練の事業について準用する。

第9章の2 就労選択支援

(従業者)

第107条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定就労選択支援」という。)の事業を行う者(以下この章において「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定就労選択支援事業所」という。)には、就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。)を置かなければならない。

2 就労選択支援員の員数等の基準は、規則で定める。

3 指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定就労選択支援事業者の要件)

第107条の3 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(準用)

第107条の4 第7条、第9条から第21条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条、第53条（第2項第1号を除く。）及び第104条の2の規定は、指定就労移行支援の事業、指定就労移行支援事業者及び指定就労移行支援事業所について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第107条の4第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第35条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第107条の4第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の協力医療機関その他の」と、第51条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第53条第2項第2号中「前条第1項」とあるのは「第107条の4第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第107条の4第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第107条の4第1項」と、第104条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（規則で定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（規則で定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条、第19条、第24条、第25条、第26条、第31条、第35条、第37条（第1項ただし書を除く。）、第42条、第43条、第44条、第45条、第47条、第48条、第59条の2、第59条の6及び第59条の7の規定は、指定就労選択支援の事業、指定就労選択支援事業者及び指定就労選択支援事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第9章の2」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第5号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1号の支給決定障害者」と読み替える

ものとする。

第10章 就労移行支援

(従業者)

第108条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業を行う者（以下この章において「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(2) 就労支援員

(3) サービス管理責任者

2 前項の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所（就労移行支援事業所のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定により文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設をいう。次条において同じ。）には、前項第1号及び第3号に掲げる従業者を置かなければならない。

3 第1項各号及び前項の従業者の員数等の基準は、規則で定める。

4 第1項各号及び第2項の指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用等)

第109条 第7条、第9条から第17条まで、第19条から第21条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条、第53条、第56条（指定就労移行支援事業所が認定就労移行支援事業所である場合を除く。）及び第104条の2の規定は、指定就労移行支援の事業、指定就労移行支援事業者及び指定就労移行支援事業所について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第109条第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第35条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第109条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の協力医療機関その

他の」と、第51条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第109条第2項」と、「長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）」とあるのは「障害福祉サービス事業基準条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第109条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第109条第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第109条第1項」と、第104条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（規則で定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（規則で定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条、第25条、第26条、第31条、第35条、第37条（第1項ただし書を除く。）、第42条、第43条、第44条、第45条、第47条、第48条、第52条、第60条及び第61条の2から第65条の2までの規定は、指定就労移行支援の事業、指定就労移行支援事業者及び指定就労移行支援事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第109条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条第1項中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第109条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第10章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第5号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第62条第1項中「第66条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第109条第2項」と、障害福祉サービス

事業基準条例第64条第2項中「指定就労定着支援」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第116条の2に規定する指定就労定着支援」と、「指定就労定着支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第116条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者」と読み替えるものとする。

- 3 前項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第37条（第1項ただし書を除く。）の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所の設備の基準は、第108条第2項に規定する文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設として必要とされる設備を有することとする。

第11章 就労継続支援A型

（従業者）

第110条 就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

（1） 職業指導員及び生活支援員

（2） サービス管理責任者

- 2 前項各号に掲げる従業者の員数等の基準は、規則で定める。

- 3 指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。

- 5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（指定就労継続支援A型事業者の要件）

第111条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（賃金及び工賃）

第111条の2 指定就労継続支援A型事業者は、次条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第74条本文の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な

経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、その生産活動に従事している雇用契約を締結していない利用者（次条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第74条ただし書の規定により雇用契約を締結していない利用者をいう。次項において同じ。）に対して支払う工賃としなければならない。

4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、規則で定めるところにより、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第111条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（準用）

第112条 第7条、第9条から第17条まで、第19条から第23条まで、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条、第53条及び第56条の規定は、指定就労継続支援A型の事業、指定就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援A型事業所について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第112条第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第68条の2に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第112条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の協力医療機関その他の」と、第51条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第112条第2項」と、「長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）」とある

のは「障害福祉サービス事業基準条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第112条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第112条第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第112条第1項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条、第25条、第26条、第31条、第44条、第45条、第47条、第48条、第52条、第65条、第65条の2、第67条、第68条の2、第70条（第1項ただし書を除く。）、第74条、第74条の2及び第76条から第79条までの規定は、指定就労継続支援A型の事業、指定就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援A型事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第112条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条第1項中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第112条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第11章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第68条の2第5号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1号の支給決定障害者」と、同条第6号中「第75条第3項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第111条の2第3項」と、障害福祉サービス事業基準条例第76条中「第80条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第112条第2項」と、障害福祉サービス事業基準条例第78条第2項中「指定就労定着支援」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第116条の2に規定する指定就労定着支援」と、「指定就労定着支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第116条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 就労継続支援B型

（準用）

第113条 第7条、第9条から第17条まで、第19条から第23条まで、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条、第53条、第56条、第110条及び第111条の2第5項の規定は、就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業、当該事業を行う者（次項において「指定就労継続支援B型事業者」という。）及び指定就労継続支援B型事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援B型事業所」という。）について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第113条第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第35条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「第113条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の協力医療機関その他の」と、第51条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第113条第2項」と、「長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）」とあるのは「障害福祉サービス事業基準条例」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第113条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第113条第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第113条第1項」と、第111条の2第5項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第113条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第82条第1項の工賃」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条、第25条、第26条、第31条、第35条、第42条、第44条、第45条、第47条、第48条、第52条、第65条の2、第70条、第76条から第78条まで、第81条及び第82条の規定は、指定就労継続支援B型の事業、指定就労継続支援B型事業者及び指定就労継続支援B型事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第113条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17

条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条第1項中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第113条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第12章第1節」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第5号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第76条中「第80条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第113条第2項」と、障害福祉サービス事業基準条例第78条第2項中「指定就労定着支援」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第116条の2に規定する指定就労定着支援」と、「指定就労定着支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第116条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当就労継続支援B型

(基準該当就労継続支援B型事業者の要件)

第114条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第120条第2号に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第2条第2項第7号又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設を経営する者でなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、長野市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第43号。次項において「保護施設基準条例」という。）第33条各号に掲げる職員のうちから1人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。
- 3 基準該当就労継続支援B型事業所には、保護施設基準条例に定める授産施設として必要とされる設備を設けなければならない。

(運営規程)

第115条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - (5) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 非常災害対策
 - (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10) その他運営に関する重要事項
- (準用)

第116条 第7条、第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第21条（第1項を除く。）、第23条第2項、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条、第53条及び第111条の2第5項の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業、基準該当就労継続支援B型事業者及び基準該当就労継続支援B型事業所について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第115条に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第116条第2項において準用する長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第48条の協力医療機関その他の」と、第51条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第116条第2項」と、「長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）」とあるのは「障害福祉サービス事業基準条例」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第116条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第116条第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第116条第1項」と、第111条の2第5項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第116条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第82条第1項の工賃」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第25条、第31条、第42条、第45条、第47条、第48条、第52条、第65条の2、第76条から第78条まで、第81条並びに第82条第1項及び第2項の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業、基準該当就労継続支援B型事業者及

び基準該当就労継続支援B型事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第116条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条第1項中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第116条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第76条中「第80条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第116条第2項」と、障害福祉サービス事業基準条例第78条第2項中「指定就労定着支援」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第116条の2に規定する指定就労定着支援」と、「指定就労定着支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第116条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者」と読み替えるものとする。

第12章の2 就労定着支援

（基本方針）

第116条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として法第5条第16項に規定する主務省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項に規定する主務省令で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第116条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下この章において「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定就労定着支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- （1） 就労定着支援員
- （2） サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定就労定着支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(設備等)

第116条の4 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第116条の5 サービス管理責任者は、第116条の11第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(指定就労定着支援事業者の要件)

第116条の6 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。）でなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第116条の7 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第116条の8 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第116条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第116条の10 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条第1項において準用する第19条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (2) 次条第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条に規定する

就労定着支援計画

- (3) 次条第1項において準用する第29条に規定する市町村等への通知に係る記録
 - (4) 次条第1項において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条第1項において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (準用)

第116条の11 第7条、第9条から第23条まで、第29条及び第33条から第35条まで、第36条から第41条までの規定は、指定就労定着支援の事業、指定就労定着支援事業者及び指定就労定着支援事業所について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第116条の9に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第16条、第17条、第19条及び第24条の規定は、指定就労定着支援の事業、指定就労定着支援事業者及び指定就労定着支援事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第116条の11第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例第12章の2」と読み替えるものとする。

第12章の3 自立生活援助

(基本方針)

第116条の12 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

(従業者)

第116条の13 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

（１） 地域生活支援員

（２） サービス管理責任者

２ 前項各号に掲げる従業者の員数等の基準は、規則で定める。

３ 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第２条第３項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第１条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第３条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第２項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第１項第２号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

４ 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第３項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第１条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第３条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第１項第２号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

５ 第１項各号に掲げる指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第116条の14 削除

（定期的な訪問等による支援）

第116条の15 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むた

めに必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第116条の16 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者を利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第116条の17 第7条、第9条から第23条まで、第29条、第33条から第35条まで、第36条から第41条まで、第116条の4、第116条の5、第116条の9及び第116条の10の規定は、指定自立生活援助の事業、指定自立生活援助事業者及び指定自立生活援助事業所について準用する。この場合において、第7条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第116条の17第1項において準用する第116条の9に規定する運営規程(第35条第1項において「運営規程」という。)」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第16条、第17条、第19条及び第24条の規定は、指定自立生活援助の事業、指定自立生活援助事業者及び指定自立生活援助事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年長野市条例第47号)第116条の17第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第2項中「配慮するよう努めなければ」とあるのは「配慮しなければ」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例第12章の3」と読み替えるものとする。

第13章 共同生活援助

第1節 共同生活援助

(基本方針)

第117条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第118条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下この章において「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定共同生活援助事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- （１） 世話人
- （２） 生活支援員
- （３） サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者）

第118条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

（設備）

第118条の3 共同生活住居は、住宅地その他利用者とその家族又は地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、障害者支援施設その他の規則で定める施設の敷地外に設けなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、

当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットに関する基準は、規則で定める。
- 9 サテライト型住居の設備の基準は、規則で定める。

（対象者等）

第118条の4 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者が入居するときは、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者が退居するときは、その者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者が退居するときは、その者に対し適切な援助を行うとともに、その者が利用する保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第118条の5 指定共同生活援助事業者は、利用者が入居又は退居をするときは、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、前項に規定する事項その他の必要な事項を、遅滞なく利用者である支給決定障害者に係る市町村等に報告しなければならない。

(取扱方針)

第118条の6 指定共同生活援助事業者は、第119条第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、その者が引き続き当該指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

4 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、自らその行う指定共同生活援助の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

6 指定共同生活援助事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定共同生活援助の質の改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第118条の7 サービス管理責任者は、第119条第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所における指定障害福祉サービス以外の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が自立した日常

生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第118条の7の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等と協力し、その自発的活動と連携すること等により、地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第119条の2の8において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(介護及び家事等)

第118条の8 利用者に対する介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の身体及び精神の状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者とが共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定共同生活援助事

業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第118条の9 指定共同生活援助事業者は、利用者に関する指定生活介護事業所等との連絡調整、その者の余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第118条の10 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
- （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3） 入居定員
- （4） 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- （5） 入居に当たっての留意事項
- （6） 緊急時等における対応方法
- （7） 非常災害対策
- （8） 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- （9） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （10） その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第118条の11 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活援助を提供することができるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の規定により従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の

従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託することにより他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(支援体制の確保)

第118条の12 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第118条の13 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第118条の14 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、

当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(準用)

第119条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第21条、第23条、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条から第53条まで及び第104条の2の規定は、指定共同生活援助の事業、指定共同生活援助事業者及び指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第118条の10に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第118条の14第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の」と、第35条第1項中「その他の」とあるのは「、第118条の14第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の」と、第51条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第119条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第119条第1項において準用する前条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第119条第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第119条第1項」と、第104条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第17条、第19条、第24条及び第47条の規定は、指定共同生活援助の事業、指定共同生活援助事業者及び指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第13章第1節」と読み替えるものとする。

第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助

(この節の趣旨)

第119条の2 前節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助

であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第119条の2の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第119条の2の3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- （1） 世話人
- （2） 生活支援員
- （3） サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

4 第1項及び前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第3項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（設備等）

第119条の2の4 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、病院その他の規則で定める施設の敷地外にあるように設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は、20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットに関する基準は、規則で定める。

（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の要件）

第119条の2の5 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第61条に規定する指定短期入所（第62条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行う者でなければならない。

（介護及び家事等）

第119条の2の6 利用者に対する介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の身体及び精神の状況に応じ適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従

事させなければならない。

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第119条の2の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第119条の2の8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等と協力し、その自発的活動と連携すること等により、地域との交流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支

援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第119条の2の9 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第21条、第23条、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条から第53条まで、第104条の2、第118条の2、第118条の4から第118条の7まで及び第118条の10から第118条の14までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第119条の2の9第1項において準用する第118条の10に規定する運営規程（第35条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは、「第119条の2の9第1項において準用する第118条の14第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の」と、第35条第1項中「その他の」とあるのは「第119条の2の9第1項において準用する第118条の14第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の」と、第51条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第119条の2の9第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第119条の2の9第1項において準用する前条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第119条の2の9第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第119条の2の9第1項」と、第104条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練

を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第17条、第19条、第24条及び第47条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第13章第2節」と読み替えるものとする。

第3節 外部サービス利用型指定共同生活援助

（この節の趣旨）

第119条の2の10 第1節及び前節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第119条の10第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第119条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第119条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第119条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）には、基本サービスを提供する次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 世話人

(2) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(重要事項の説明等)

第119条の5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等から外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みがあったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第119条の7に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第119条の6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第119条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第119条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第119条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の規定により従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第119条の10 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第21条、第23条、第28条、第33条の2、第35条から第41条まで、第51条から第53条まで、第104条の2、第118条の2から第118条の9まで及び第118条の12から第118条の14までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、第35条第1項中「その他の」とあるのは「、第119条の10第1項において準用する第118条の14第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の」と、第51条第2号中「若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」と、第53条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第119条の10第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第119条の10第1項において準用する第52条第1項」と、同項第3号中「第51条」とあるのは「第119条の10第1項において準用する第51条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条第1項」とあるのは「第119条の10第1項」と、第104条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を

除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第118条の8第3項中「当該指定共同生活援助事業所」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第17条、第19条、第24条及び第47条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第13章第3節」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

（特例）

第120条 次に掲げる事業者又は事業所に関するこの条例に定める基準の特例は、規則で定める。

- （1）多機能型事業所（指定生活介護、指定機能訓練、指定生活訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の事業並びに指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定通所支援基準条例の事業のみを行う場合を除く。）をいう。）
- （2）特定基準該当生活介護（障害福祉サービスを利用することが困難な地域として規則で定める地域において提供する基準該当生活介護をいう。）、特定基準該当機能訓練（当該地域において提供する基準該当機能訓練をいう。）、特定基準該当生活訓練（当該地域において提供する基準該当生活訓練（利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行う生活訓練を除く。）をいう。）及び特定基準該当就労継続支援B型（当該地域において提供する基準該当就労継続支援B型をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（書面に代わる方法等）

第121条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された

紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条第1項(第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第57条第1項、第57条の5第1項、第81条第1項、第100条第1項、第100条の4第1項、第105条第1項、第105条の4第1項、第109条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第116条第1項、第116条の11第1項並びに第116条の17第1項において準用する場合を含む。)、第14条(第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第54条第1項、第57条第1項、第57条の5第1項、第70条第1項、第70条の4第1項、第81条第1項、第100条第1項、第100条の4第1項、第105条第1項、第105条の4第1項、第109条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第116条第1項、第116条の11第1項、第116条の17第1項、第119条第1項、第119条の2の9第1項並びに第119条の10第1項において準用する場合を含む。)、第49条第1項、第65条第1項(第70条の4第1項において準用する場合を含む。)、第118条の5第1項(第119条の2の9第1項及び第119条の10第1項において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、規則で定めるものにより行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、規則で定める方法によることができる。

(委任)

第122条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年10月1日前から引き続き病院その他の規則で定める施設の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行っている者は、第118条の3第1項(第119条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。この条例の施行の際現に当該施設以外の施設の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業等を行っている者についても、同様と

する。

- 3 平成18年10月1日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第31条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）のうち規則で定めるもの（当該施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は改築等により建物の構造を変更したものを除く。）において指定就労継続支援A型を行う場合については、第112条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第79条の基準を満たすための計画を提出したときは、当分の間、同条の規定は適用しない。
- 4 当分の間、法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は改築等により建物の構造を変更したものを除く。）において、指定療養介護、指定生活介護、指定機能訓練、指定生活訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設には、第48条第1項並びに第57条第2項、第100条第2項及び第109条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第37条第1項第5号、第105条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第57条第1項第5号並びに第112条第2項及び第113条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第70条第1項第5号の規定にかかわらず、多目的室を設けないことができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成26年3月28日条例第4号）

改正

平成30年3月28日条例第10号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧条例」という。）第82条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧条例第120条第2号に規定する指定共同生活介護及び指定共同生活援助の事業を一体的に行う事業所については、この条例による改正後の長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第117条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第117条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所は、新条例第119条の2の10に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（次項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。
- 4 前項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新条例第119条の8第4項の規定を適用する場合においては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

附 則（平成27年3月27日条例第12号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第20号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年長野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

- 3 長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（長野市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

- 4 長野市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（長野市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

- 5 長野市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（長野市障害者共同生活援助等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 6 長野市障害者共同生活援助等支援施設の設置及び管理に関する条例（平成21年長野市条例第78号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年12月20日条例第51号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次の各号のいずれかに該当する者に係る共生型障害福祉サービスの事業の基準については、この条例による改正後の長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例第2章第2節、第4章第2節、第5章第2節、第8章第2節及び第9章第2節の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

（1） この条例の施行前に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第30条の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第41条の2第1項各号に規定する市の条例で定められた基準とみなされた同条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準（次号において「基準省令による基準」という。）を満たすことにより総合支援法第29条第1項の指定を受けている者

（2） この条例の施行の際現に総合支援法第36条第1項の規定による指定の申請をしている次の

いずれかに該当する者（総合支援法第41条の2第1項の規定の適用があるものに限る。）で、平成31年3月31日までに総合支援法第29条第1項の指定を受けることとなるもの。ただし、その者が当該申請において総合支援法第41条の2第1項ただし書に規定する別段の申出をしている場合を除く。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けている者

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定、同法第42条の2第1項本文の指定、同法第53条第1項本文の指定又は同法第54条の2第1項本文の指定を受けている者（長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

- 3 長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和元年6月14日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第54条第1項、第57条第1項、第57条の5第1項、第70条第1項、第70条の4第1項、第81条第1項、第100条第1項、第100条の4第1項、第105条第1項、第105条の4第1項、第109条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第116条第1項、第116条の11第1項、第116条の17第1項、第119条第1項、第119条の2の9第1項並びに第119条の10第1項において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害福祉サービス事業基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の長野市指定通所支援の事業等の

従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第3条第4項及び第46条第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の長野市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第2条第4項及び第23条、第6条の規定による改正後の長野市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第19条並びに第7条の規定による改正後の長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項（第2条の規定による改正後の長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第25条において準用する場合を含む。）及び第45条（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第33条の2（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第54条第1項、第57条第1項、第57条の5第1項、第70条第1項、第70条の4第1項、第81条第1項、第100条第1項、第100条の4第1項、第105条第1項、第105条の4第1項、第109条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第116条第1項、第116条の11第1項、第116条の17第1項、第119条第1項、第119条の2の9第1項並びに第119条の10第1項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス事業基準条例第25条の2（新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第39条の2（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第18条、新福祉ホーム基準条例第14条並びに新障害者支援施設基準条例第36条の2（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基

準条例第34条第3項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第81条第1項、第116条の11第1項並びに第116条の17第1項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス事業基準条例第27条第2項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第54条第2項において準用する場合を含む。）及び第47条第2項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第57条第2項、第57条の5第2項、第70条第2項、第70条の4第2項、第100条第2項、第100条の4第2項、第105条第2項、第105条の4第2項、第109条第2項、第112条第2項、第113条第2項、第116条第2項、第119条第2項、第119条の2の9第2項及び第119条の10第2項並びに新障害福祉サービス事業基準条例第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第42条第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第19条第2項、新福祉ホーム基準条例第15条第2項並びに新障害者支援施設基準条例第38条第2項（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第35条の2第3項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第54条第1項、第57条第1項、第57条の5第1項、第70条第1項、第70条の4第1項、第81条第1項、第100条第1項、第100条の4第1項、第105条第1項、第105条の4第1項、第109条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第116条第1項、第119条第1項、第119条の2の9第1項並びに第119条の10第1項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス事業基準条例第28条第3項（新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第45条第3項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）及び新障害者支援施設基準条例第40条第3項（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和3年6月30日条例第27号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第 118 条の 7 の 2（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第 119 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 119 条の 2 の 8 の規定の適用については、新指定障害福祉サービス事業等基準条例第 118 条の 7 の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 119 条の 2 の 8 第 2 項及び第 3 項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス事業等基準条例第 118 条の 7 の 2 第 4 項及び第 119 条の 2 の 8 第 4 項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。